脚本作成時における引用の明記・参考について　補足資料　（著作権ガイドラインp19より）

令和３年９月17日

大阪府高等学校演劇連盟

　著作権法第48条において、出所を明記することが義務づけられています。これは親告罪ではなく、「しなければならない」という義務規定となりますので、脚本中に、他者の著作物の表現を利用した場合は、脚本の最後に必ず明示するようにしてください。なお、作者死亡等によるパブリック・ドメイン化した著作物においても、引用の明示は必要となります。また、脚本を作成する上で特に参考にした著作物がある場合も、脚本の最後に明記してください。脚本の創作において、他者の著作物からの影響を受けることは多いです。「このくらい良いだろう」ではなく、同じ創作者として他者の作品に対するリスペクトの心をお忘れなきよう、よろしくお願いいたします。

**＜著作物と考えにくく、引用の明示は必要ないもの＞**

①短いフレーズ

　　「倍返しだ」「ダメよ〜、ダメダメ」「いつやるの？今でしょ！」

②人名、キャラクターなどの名称

　　「福山雅治」「山崎賢人」「清原伽耶」「ドラえもん」「ピカチュウ」

③小説、楽曲、番組、映画などのタイトル

　『世界の中心で、愛をさけぶ』『夜に駆ける』『アナと雪の女王』

④標語やキャッチフレーズ

　　「やめられない、とまらない」（かっぱえびせん）

**＜引用の明示が必要なもの＞　＊作者名（作詞・作曲）、タイトル、出版社名などを記載。**

・漫画や映画、他の脚本などのセリフ

・歌詞の一部

・詩や和歌、短歌

・映像作品（舞台上で上映）

・劇中歌

**＜引用例＞**

　シェークスピア, ウィリアム（坪内逍遥訳）『ロミオとヂュリエット』青空文庫

→劇中にセリフを引用した場合

　『小さな恋の歌』　MONGOL800（作詞：Kiyosaku Uezu　作曲：MONGOL800）

　　→劇中で歌詞を引用したり、劇中歌として歌唱したりした場合

**＜参考例＞**

『ナガサキノート』朝日新聞長崎総局　朝日新聞出版

　　→脚本作成の際に、参考文献として読んだ場合。

この作品はミヒャエル・エンデの『モモ』より着想を得ました

　→作品の世界観やプロットなどで参考にした場合（引用がなくても）

　この作品では映画『ターミネーター』を参考にしています。

　　→劇中のシーンでパロディとして演じると明記している場合（例えば「I’I I be back」と言ってモノマネした場合。なお、このセリフ自体は引用には該当しません。）

資料内容の一部は、以下の文献から引用しています。

稲穂健市　『楽しく学べる「知財」入門』　講談社

上野達弘編　『教育現場と研究者のための著作権ガイド』　有斐閣